

回覧

自転車にも交通反則通告制度が適用されます。

※事故を起こさず、交通違反をしないうためにも、自転車通行のルールを再確認しましょう！

呼びかけ 盛南地域安全協会・ ※盛岡交通安全協会会報令和8年4月号より抜粋

自転車の交通違反に反則金制度

今月から自転車の交通違反にも交通反則通告制度が適用されることとなります。反則金制度は16歳以上の人が対象となります。

対象となる違反行為は75種類

青切符の対象となる違反行為(反則行為)は信号無視や通行区分違反(右側通行など)、指定場所一時不停止等75種類で、実際には、以下のような悪質・危険な行為が取締り対象となり、青切符が交付されます。

- ◆「携帯電話使用等(保持)」や「遮断踏切立入り」、「自転車制動装置不良」等、重大な事故につながるおそれが高い違反をした時
- ◆違反により、歩行者を立ち止まらせたり、他車の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき
- ◆違反を同時に2つ以上行い、事故の危険が高まっているとき
- ◆違反であることについて指導警告されているのに、あえて違反を行ったとき
- ▶飲酒運転等には赤切符が交付…
- ★飲酒運転(酒酔い、酒気帯び)や妨害運転、スマートフォンの使用で交通の危険を生じさせた場合等20数種類の特に悪質・危険な違反行為(非反則行為)には、刑事手続きに入る交通切符(赤切符)が交付されます。

自転車の主な反則行為と反則金

反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000
遮断踏切立入り	7,000
信号無視(赤色等) 通行区分違反 踏切不停止等 交差点安全進行義務違反 横断歩行者等妨害等 安全運転義務違反	6,000
信号無視(点滅) 通行禁止違反 歩行者側方安全通過義務 急ブレーキ禁止違反 指定場所一時不停止等 幼児等通行妨害 被側方通過車義務違反 通行帯違反 道路外出入右左折合図車妨害 進路変更禁止違反 乗合自動車発進妨害 割込み等 交差点右左折合図車妨害 交差点等進入禁止違反 無灯火	5,000

軽車両整備不良 自転車制動装置不良 泥はね運転 公安委員会遵守事項違反	5,000
歩道徐行等義務違反 路側帯進行方法違反 並進禁止違反 道路外出右左折方法違反 交差点右左折方法違反 軽車両乗車積載制限違反 自転車道通行義務違反 警音器使用制限違反	3,000

歩道通行のルールを再確認しましょう！

①「歩道通行可」の標識・標示がある場合や、車道通行が危険な場合などは、歩道を通行できる

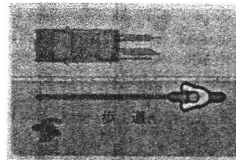
★ 自転車は車道通行が原則ですが、以下の場合は歩道を通行することができます。

- ① 「歩道通行可」を示す標識や道路標示がある場合
- ② 13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合
- ③ 車道で道路工事をしている、車道の幅が狭く車が多いなど、車道通行が危険な場合



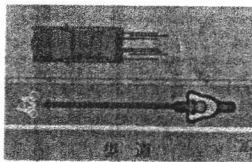
②歩道では車道寄りを徐行し、歩行者を優先
★ 歩道では、以下のことを守らなければなりません。

①歩道の中央から車道寄りの部分を走行しなければなりません。



通行指定部分なし

②自転車が通行する部分が道路標示で示されているときは、その部分(通行指定部分)を通行する



通行指定部分あり

③すぐに止まれるような速度で進行(徐行)し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならなくなったりするようなときは一時停止する。

◆ 交通反則通告制度(反則金制度)とは…
比較的軽微な交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外
- 2 交差点では信号と一時停止を守る
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転禁止
- 5 ヘルメットを着用

